

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月25日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第4号

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
学校名	区分	教育の対象者	部	課程等	学科	修業年限	学校名	区分	教育の対象者	部	課程等	学科	修業年限
[略]							[略]						
岩手県立盛岡となん支援学校		肢体不自由者		[略]			岩手県立盛岡となん支援学校		肢体不自由者 <u>病弱者</u>		[略]		
[略]							[略]						
岩手県立一関清明支援学校		[略]		[略]			岩手県立一関清明支援学校		[略]		[略]		
		<u>聴覚障害者</u>		[略]									
		<u>知的障害者</u>		[略]									
		<u>肢体不自由者</u>		[略]									
		<u>病弱者</u>		[略]									
<u>聴覚障害者</u>	[略]												
<u>知的障害者</u>	[略]												
<u>肢体不自由者</u>	[略]												
<u>病弱者</u>	[略]												
[略]							[略]						
備考1 [略]							備考1 [略]						
2 岩手県立花巻清風支援学校の知的障害者、肢体不自由者及び病弱者並びに岩手県立一関清明支援学校の聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者は、別に定める場合に限り教育の対象者とする。							2 <u>岩手県立盛岡となん支援学校の病弱者</u> 、 <u>岩手県立花巻清風支援学校の知的障害者</u> 、 <u>肢体不自由者</u> 及び <u>病弱者</u> 並びに岩手県立一関清明支援学校の聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者は、別に定める場合に限り教育の対象者とする。						
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。